

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	奄美市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。手続については「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外に「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)のお知らせ機能で通知を行うことができる。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康診査の実施 ②妊娠の届け出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収 ⑤マイナポータルにおけるサービス検索 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索機能(マイナポータル)、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、鹿児島県電子申請共同運営システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 1. 番号法 <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 <ul style="list-style-type: none"> ・第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 26.56の2.69の2.87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 <p>別表第2: 右欄(特定個人情報)に「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(1) 別表第3: なし</p> <p>(情報照会事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 <ul style="list-style-type: none"> ・第38条の3、第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	大郷 哲也	吉 郁也	事後	人事異動
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	事後	
平成28年7月31日	4.法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる 項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法」が含まれる 項(70の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (命令における情報提供の根拠) ・「母子保健法」が含まれる条(19、30、44) (命令における情報照会の根拠) ・第39条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 26,87,56の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届け出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届け出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収 ⑤マイナポータルにおけるサービス検索・電子申請	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成29年6月8日	3.法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	1. 番号法 ・第9条第1号 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	事後	
平成29年6月8日	4.法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 26.87.56の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.87.56の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月23日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。また、現行の窓口や郵送での書類の受入以外に、マイナポータルを利用した、サービス検索・電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届け出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収 ⑤マイナポータルにおけるサービス検索・電子申請	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。手続については「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)を利用してサービス検索の利用を行うことができる。現行の窓口や郵送での書類の受入以外に「鹿児島県電子申請共同運営システム」を利用した電子申請機能での受領を行う。通知についても現行の郵送等以外に「情報提供等記録開示システム」(マイナポータル)のお知らせ機能で通知を行うことができる。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届け出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収 ⑤マイナポータルにおけるサービス検索 ⑥鹿児島県電子申請共同運営システムにおける電子申請	事後	
平成29年10月23日	I 関連情報-1.特定個人情報を取り扱う事務-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索機能(マイナポータル)、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、鹿児島県電子申請共同運営システム	事後	
平成30年5月31日	I 関連情報-3.個人番号の利用-法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1号 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第40条	事後	
平成30年5月31日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年10月23日時点	平成30年5月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護課長 濱田 洋一郎	保護課長	事後	様式変更に対応
令和1年11月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.87.56の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条、第38条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.87.56の2.69の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条、第38条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条、第38条の3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.87.56の2.69の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第30条、第38条の3 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第39条、第38条の3	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.56の2.69の2.87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3、第39条	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26.56の2.69の2.87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3、第39条	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号、第9号 別表第二 26.56の2.69の2.87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第30条、第38条の3、第44条 ③奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第4条(個人番号の利用に係る事務)、第5条(特定個人情報の提供)、別表第1、第2及び第3 ④番号利用条例別表第2及び別表第3における情報提供の根拠 別表第2:右欄(特定個人情報)に「養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(1) 別表第3:なし (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 69の2、70の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第38条の3、第39条	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	